

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会  
令和 5 年度 特別検討小委員会議事要旨

開催日時	令和 5 年 8 月 18 日 ( 金 ) 9 時 22 分 ~ 10 時 27 分
開催場所	滋賀労働局 6 階共用会議室
出席状況	公益代表委員 ( 定数 3 人 ) 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者代表委員 ( 定数 3 人 ) 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 ( 定数 3 人 ) 川口剛史 西田保夫 事務局 4 人 中井労働基準部長、口賃金室長、 辰巳賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委員長及び委員長代理の選出について</li> <li>・ 参考人の意見陳述について</li> <li>・ 特定 ( 産業別 ) 最低賃金の改正決定の必要性について</li> <li>・ 特定 ( 産業別 ) 最低賃金の改正決定の報告について</li> </ul>
議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会委員長及び委員長代理を公益代表委員の中から選出を行った。( 平井委員長、木下委員長代理 )</li> <li>・ 労働者側参考人として、U A ゼンセン副書記長が意見陳述。</li> <li>・ 労使各側代表委員の主張概要</li> </ul> <p>&lt; 労働者側代表の主張 &gt;</p> <p>特定 ( 産業別 ) 最低賃金については、地域別最低賃金との優位性の確保。産業間の労働力の争奪戦になっていることから、特定 ( 産業別 ) 最低賃金の必要性は高まっている。</p> <p>申出を行った 6 業種すべてについて、改正の必要性があると考えている。</p> <p>特定 ( 産業別 ) 最低賃金は基幹的労働者の最低賃金であり、高卒初任給でも時給換算で約 1,000 円程度でありそれを上回るべき。</p> <p>新繊維工業最低賃金については、今年度の賃上げは 2.94% であり、県内企業の協約平均額は 1,054 円で他産業と比べて、決して低くはない。</p> <p>繊維工業は滋賀の地場産業であり、埋没しているものを復活させたい。</p> <p>各種商品小売業については、百貨店等の売上高は前年に比し大きく改善している。生活に必要な産業であり、店頭で働くエッセンシャルワーカーのためにも、特定 ( 産業別 ) 最低賃金の引上げが必要である。</p> <p>&lt; 使用者側代表の主張 &gt;</p> <p>窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車の 4 業種の特定 ( 産業別 ) 最低賃金については、基本的には審議に応じる姿勢であるが、埋没している新繊維及び各種商品小売については、必要性はないと考えている。</p> <p>地域別最低賃金は 8 年間で 203 円の引き上げがなされており、特定 ( 産業別 ) 最低賃金との差が縮小しており、特定 ( 産業別 ) 最低賃金の必要性が薄</p>

まってきたている。

新繊維については、平成 29 年から地賃に埋没しており、埋没してからの地賃の引上げ額は 139 円であり、他産業の引上げ額を上回っている。適用労働者も減少してきており、復活させる必要はないと考えている。

各種商品小売については、令和元年から地賃に埋没しており、適用労働者が平成 22 年に比べ半数以下になっている。

地賃においては、令和元年から令和 4 年までの引上げ額の累計額は 88 円であり、同時期と比較すると窯業・土石、一般機械、精密・電気、自動車の 4 業種の特賃の引上げ額の累計額は 62 円から 71 円となっていることから見ても、地賃適用で妥当だと考えている。

よって、新繊維及び各種商品小売の 2 業種については、他産業とのバランスを見ても、今更、復活させる必要はないと考えている。

これが過去からの審議の積み重ねであり、それがその産業の実態であると考えている。

・改正申出のあった 6 業種の特賃(産業別)最低賃金のうち 4 業種については、改正の必要性有りとの結論に至ったが、新繊維工業及び各種商品小売の最低賃金については、全会一致での結論が得られず、当該内容で小委員会報告を作成した。